

阿蘇くじゅう国立公園公式 SNS (Facebook、Instagram 及び Twitter) 運用規則

本規則は、阿蘇くじゅう国立公園公式 SNS (阿蘇くじゅう国立公園 Facebook (<https://www.facebook.com/Aso-Kuju-National-Park-100359582787030/>)、Instagram (https://www.instagram.com/aso_kuju_nationalpark/) 及び Twitter (https://twitter.com/aso_kuju_np)) のアカウントの運用に関する事務的な手続きに関する規則について定める。

1. 名称

(1) 阿蘇くじゅう国立公園公式 Facebook

Facebook ページ名は、「阿蘇くじゅう国立公園/Aso-Kuju National Park」とし、政府機関として登録する。

(2) 阿蘇くじゅう国立公園公式 Instagram

Instagram のアカウントは、名前を「阿蘇くじゅう国立公園」、ユーザネームを「@aso_kuju_nationalpark」とし、政府機関として登録する。

(3) 阿蘇くじゅう国立公園公式 Twitter

Twitter のアカウントは、名前を「阿蘇くじゅう国立公園」、ユーザ名を「@aso_kuju_np」とし、政府機関として登録する。

2. 投稿内容

① 阿蘇くじゅう国立公園 (以下、「当公園」という。) の魅力を伝える記事及び写真

(職員が撮影した写真に加え、パークボランティアや GW 事業等の関係者から提供された写真も対象にする。

写真のタイトルには、可能な範囲で英名と日本語による紹介記事を記す。)

② 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所及びくじゅう管理官事務所 (以下、「当所」という。) が実施する公園管理の取組についての報告

③ 本国立公園で開催される環境省主催の公園利用者及び住民参加のイベント等の周知、募集

④ 関係機関が実施するイベントの周知

⑤ 本公園の普及啓発や利用にあたっての注意喚起に関する情報

※記事のボリュームによって、活用する SNS 媒体を選定する。具体的なイメージとして、Facebook 及び Instagram (同期可能であるため、同時並行で活用可能) では、①～⑤の情報発信を、Twitter では、③の情報発信に加え、Facebook 更新情報の発信を行う。

なお、投稿内容については以下の注意事項に留意する。

① 投稿内容には要機密情報を含まないこと。

② 投稿する写真等については、「顔、名札等の容易に個人が特定できるような画像」、「要機密情報を含む文書、書類等の映り込み」等がないことを事前に確認すること。ただし、個人が特定できるような画像を投稿することについて、本人の承諾を得ている場合を除く。

※本人の承諾は書面で残すことが望まれる。

③ 写真の解像度等については、不必要に高精細 (高画質) にならないよう、投稿前に適切に調整すること。

2. 投稿担当

下記事務所の国立公園管理官及び自然保護官補佐(以下、「担当者」という。)が公式 SNS の投稿及び操作を行うことを基本とする。

- ・阿蘇くじゅう国立公園管理事務所(以下、「阿蘇事務所」という。)
- ・くじゅう管理官事務所

3. 投稿頻度

当所担当者が1週間に1回以上の投稿を行うことを基本とする。

4. 投稿フロー

公式 SNS へ投稿しようとするときは、下記及び別紙1に従い、事前確認等を行わなければならない。

- ①担当者は、「1. 投稿内容」及び阿蘇くじゅう国立公園公式 SNS 運用方針(以下、「運用方針」という。)[5. 利用者による書き込みの削除等]に準じて、投稿しようとする記事、写真等に不適切な内容が含まれないことを確認する。
- ②阿蘇事務所の担当者が投稿する場合には、阿蘇事務所の国立公園保護管理企画官又は国立公園利用企画官が、くじゅう管理官事務所の担当者が投稿する場合には、くじゅう国立公園管理官が、それぞれ①に準じて投稿内容を確認する。
- ③投稿しようとする内容に以下の情報が含まれる場合は、事前に阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長の了承を得なければならない。
 - ・政策判断を要するもの
 - ・報道発表と連動したもの
 - ・その他、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長の事前確認が必要と考えられるもの
- ④なお、担当者による投稿は環境省内において適切な情報セキュリティ対策が実施された業務用端末を用いて行う。

5. 利用者による書き込みに対する対応

- ①運用方針「5.利用者による不適切な書き込みの削除等」及び当該 SNS が定める各種ガイドラインに基づき、担当者が必要に応じて速やかに利用者による書き込みの削除等を行う。
- ②運用方針「5.利用者による不適切な書き込みの削除等」及び当該 SNS が定める各種ガイドラインに基づき、担当者が必要に応じて随時、当該 SNS に対し、利用者による書き込みの異議申立てを行う。

6. フォロー・シェア

- ①他アカウントについて、行政機関又はそれに準じた機関等が運用しているアカウントその他阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長が必要と認めるものは、フォローすることができる。
- ②他アカウントの投稿内容について、運用方針「2 基本方針」に準じたものであればシェアすることができる。
- ③①のフォローと②のシェアをしようとするときは、いずれの場合も、阿蘇事務所の国立公園保護管理企画官若しくは国立公園利用企画官又はくじゅう国立公園管理官の了承を得ることとする。

7. Facebook グループへの参加ルール

- ①阿蘇くじゅう国立公園に関する普及啓発及び情報共有に資する Facebook グループへの参加は、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長が必要と認める場合にのみ参加申請をすることができる。
- ②Facebook グループ内における投稿や返信は、運用方針に準じた上で、当該グループの設置趣旨に合うと判断された場合にのみ実施することができる。
- ③Facebook グループへの参加申請及び Facebook グループ内の投稿や返信にあたっては、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長の了承を得ることとする。

8. 認証情報の管理(アカウント名、パスワードの変更等)

認証情報の管理は、担当者が本運用規則に準じて、ポリシー等の規定を遵守し、各 SNS のプライバシー基本ガイドに基づき実施する。認証情報の変更にあたっては、阿蘇事務所の国立公園保護管理企画官の了承を得るものとする。

なお、パスワードの管理については、以下の事項に留意する。

- ・推測され易いものを避けて設定する
- ・担当者以外の人に知られないよう管理する
- ・パスワードの漏洩等が懸念される場合又は担当者等の異動があった場合には、速やかに新しいパスワードに変更する。

9. 利用責任者

利用責任者は、九州地方環境事務所長の任命を受け、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長とする。

10. 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

情報セキュリティインシデント発生時における連絡体制は、別紙2のとおりとする。

担当者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合は、大臣官房総務課環境情報室(環境省 CSIRT)に報告し指示に従うこととするとともに、情報セキュリティ責任者(九州地方環境事務所長)、課室情報セキュリティ責任者(九州地方環境事務所国立公園課長)及び九州地方環境事務所総務課に報告する。

情報セキュリティインシデントの対処が完了した場合は、大臣官房総務課環境情報室(環境省 CSIRT)、情報セキュリティ責任者(九州地方環境事務所長)、課室情報セキュリティ責任者(九州地方環境事務所国立公園課長)及び九州地方環境事務所総務課に報告するとともに、再発防止や対処手順、体勢等の見直しを実施する。

事情の変化が生じた場合は連絡体制を更新することとし、連絡体制記載の関係者に周知する。

11. 利用の終了

投稿予定がなくなり、当該サービスの利用が不要になった場合には、情報漏洩の防止、セキュリティを確保するため、速やかに配信に関わる情報の削除等必要な措置を実施するとともに、当該アカウント削除等の終了手続を適切に行うこと。

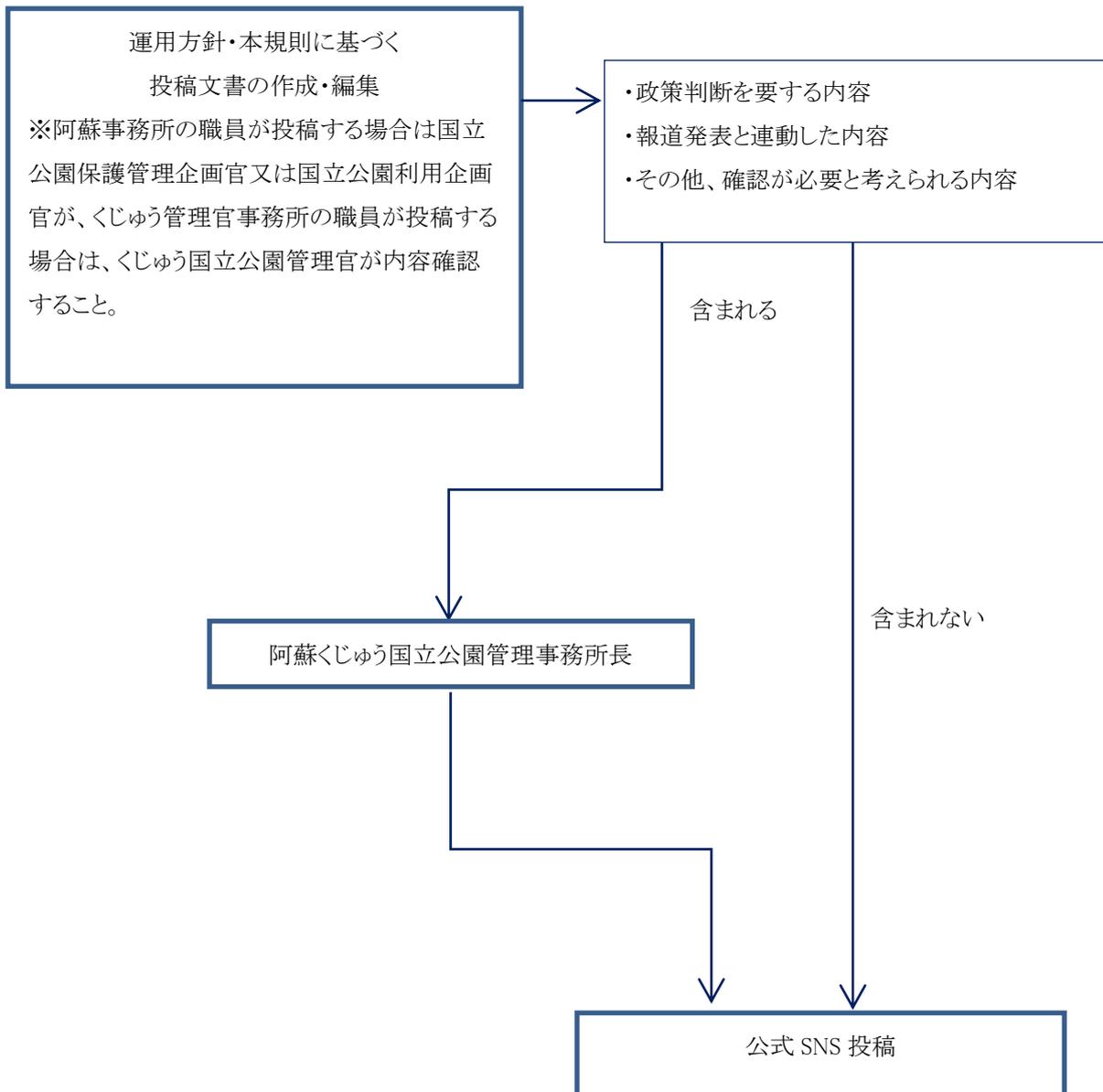
12. その他の運用規則

原則として運用方針及び環境省公式 SNS(Twitter 及び Facebook)運用方針に準拠する。これらに該当しない事項は、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長、九州地方環境事務所国立公園課長又は同地方環境事務所

統括自然保護企画官と協議して運用する。

令和 4年 8月 3日 施行

<別紙 1> 投稿フロー



<別紙2> 情報セキュリティインシデント発生時における連絡体制

